

## 利 用 上 の 注 意

### 1. 調査の目的

工業統計調査は、わが国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

### 2. 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施されます。

### 3. 調査の期日

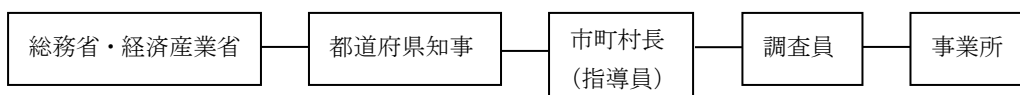
2020 年工業統計調査の期日は令和 2 年 6 月 1 日です。

### 4. 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省公示第 405 号）に掲げる「大分類-E 製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）を対象としています。

### 5. 調査の経路

調査の経路は次のとおりです。



### 6. 調査の種類

- 甲調査 従業者 30 人以上の事業所について行います。
- 乙調査 従業者 29 人以下の事業所について行います。

### 7. 分類

「分類」については、産業分類及び製造品分類並びに賃加工品分類を組み合わせ構成した 2020 年工業統計調査用産業分類によります。

### 8. 統計表中の符号

統計表中の符号の用法は、次のとおりです。

「0.0」・・・単位未満

「-」・・・該当数字なし

「△」・・・マイナス

「X」・・・統計法に基づく秘匿数字

なお、各表中の構成比等については、四捨五入の関係で合計と内訳の計が一致しない場合があります。

### 9. 調査事項

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 本社又は本店の名称及び所在地
- (3) 他事業所の有無
- (4) 経営組織
- (5) 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- (6) 従業者数（令和 2 年 6 月 1 日現在）
- (7) 現金給与総額

- (8) 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- (9) 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- (10) 有形固定資産
- (11) 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価格及び原材料、燃料の在庫額
- (12) 製造品の出荷額、在庫額等
- (13) 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- (14) 主要原材料名
- (15) 作業工程
- (16) 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- (17) 工業用地及び工業用水

#### 10. 集計項目の名称及び用語の定義

- (1) 従業者数
 

個人業主及び無給家族従業者、有給役員、常用雇用者（正社員・正職員、パート・アルバイトなど）、出向・派遣受入者の合計
- (2) 現金給与総額
 

平成31年1月～令和元年12月に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受け入れ者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」並びに「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計
- (3) 原材料使用額等
 

平成31年1月～令和元年12月における原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計
- (4) 製造品出荷額等
 

平成31年1月～令和元年12月における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計
- (5) 生産額（従業者30人以上の事業所）
 

製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－同年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－同年初価額）
- (6) 付加価値額
 

製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－同年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－同年初価額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

ただし、従業者29人以下は粗付加価値額として、製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等で算出

## 11. 産業中分類の略称

産業中分類は次の略称を用いています。

産業中分類番号	略 称	名 称
09	食 料 品	食料品製造業
10	飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	飲料・たばこ・飼料製造業
11	織 維	繊維工業
12	木 材 ・ 木 製 品	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家 具 ・ 装 備 品	家具・装備品製造業
14	パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印 刷	印刷・同関連業
16	化 学	化学工業
17	石 油 ・ 石 炭	石油製品・石炭製品製造業
18	プ ラ ス チ ッ ク 製 品	プラスチック製品製造業
19	ゴ ム 製 品	ゴム製品製造業
20	皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
22	鉄 鋼	鉄鋼業
23	非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
24	金 属 製 品	金属製品製造業
25	は ん 用 機 械	はん用機械器具製造業
26	生 産 用 機 械	生産用機械器具製造業
27	業 務 用 機 械	業務用機械器具製造業
28	電 子 部 品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電 気 機 械	電気機械器具製造業
30	情 報 通 信	情報通信機械器具製造業
31	輸 送 用 機 械	輸送用機械器具製造業
32	そ の 他	その他の製造業

## 12. その他

この報告書は本市が独自に集計したもので、経済産業省及び京都府が公表する数値と相違する場合があります。